

産業別財務データをを用いたACEの税率の試算

山田直夫

一、はじめに

ACE (Allowance for Corporate Equity) は Institute for Fiscal Studies (1991) で提案された税制で、その仕組みは負債利子だけでなく株式の機会費用（税制上の自己資本を株主基金としてそれにみなし利子率を乗じた額）も法人税の課税ベースから控除するというものである。ACEは企業の投資決定や資金調達行動に対して中立的であることが知られている。また、ACEあるいは

ACEに類似した制度はヨーロッパを中心にいくつかの国で導入されており、学術研究も蓄積されている。中長期的観点に立てば、ACEはわが国の法人税改革に影響を与える税制であると考えられる。しかし、わが国を対象にした分析はほとんどない⁽¹⁾。そこで山田(二〇二〇)では、ACE導入国の制度の動向を整理したうえで、わが国のデータを用いて控除額や税率を試算し、導入の影響について検討した。試算は日本政策投資銀行設備投資研究所編『二〇一八年版 産業別財務データハンドブック』を用いて、全産業、製造業、非

製造業を対象に行うだけでなく業種毎にも行った。本稿は山田(二〇二〇)の試算を特に税率に注目してコンパクトにまとめたものであるが、試算方法と試算結果がより明快になるよう加筆・修正しており、その意味では単なる簡略版ではない。

本稿の構成は以下のとおりである。まず二節では hard ACE と soft ACE という ACE に関する二つの考え方を紹介する。続く三節では試算方法を紹介する。四節は試算結果の報告で、最後の五節は議論のまとめである。

1' hard ACE と soft ACE

ACE には hard ACE と soft ACE との二つの考え方があり、hard ACE とは Institute for Fiscal Studies (1991) の提案に忠実に税制上の

自己資本を株主基金として、それにみなし利子率を乗じた額を法人税の課税ベースから控除するタイプの ACE のことをいう。それに対して Institute for Fiscal Studies (1991) の提案に類似したタイプの ACE のことをまとめて soft ACE と呼んでいる。したがって soft ACE にも様々な種類がある。

ACE に関する最近の注目すべき動きとしては、hard ACE の代表的導入国であったベルギーが soft ACE に移行したことがある。ベルギーでは二〇一七年に法人税の改革が行われ、ACE についても変更があった⁽²⁾。株主基金にみなし利子率を乗じた額を法人税の課税ベースから控除する仕組み自体に変わりはないが、株主基金の定義が変更されたのである。それまで株主基金は調整後自己資本であったが、二〇一九課税年度から調整後自己資本の増加分になった。ここでの増加分とは

特定の時期からの増加分ではなく、五年間の平均増加分のことである。より具体的には五事業年度前の自己資本との差額を五で除した額である。なお、平均増加分を用いる理由は変動を抑えるためとされている。

また実際に導入されている制度ではないが、EU から提案された soft ACE に該当する税制が注目を集めている。EU では、法人税制が加盟国ごとに異なることが要因となって企業の投資などに弊害を起こしていることが大きな問題となっていた。そこで欧州委員会は二〇一一年に EU 加盟国の法人課税ルールの共通化を目指して CCCTB (Common Consolidated Corporate Tax Base) という制度を提案した。しかし、イギリスやアイスランドの反発などもあり、この提案は事実上たなざらしにされていた。それが最近になって再検討され、その議論の中で AGI (Allowance for

Growth and Investment) と呼ばれる税制についても検討されている。この AGI という制度は税制上の自己資本 (AGI equity base) の増加分にみなし利子率を乗じた額を課税ベースから控除するものであることから、soft ACE に分類される。European Commission (2016) および EY 税理士法人 (二〇一七) などによれば、税制上の自己資本の増加分とは、最初の一〇年間については、当該課税年度の期末時点の税制上の自己資本と適用初年度の期首時点の税制上の自己資本の差額である。そして一〇年目以後は、基準年度が一年ずつ前に動いていく。また、みなし利子率は当該課税年度の前年の一二月に欧州中央銀行が公表する一〇年物のユーロ圏の政府ベンチマーク債の利率にリスクプレミアムの二%ポイントを加算した率である。なお、みなし利子率の下限値は二%となっている。

三、ACEの税率の試算方法

(1) データ

試算に用いるのは、日本政策投資銀行設備投資研究所編『二〇一八年版 産業別財務データハンドブック』である。このデータでは上場企業の財務データを加工、編集して産業別の財務データ（二〇七業種）を二一年間集計している。損益計算書と貸借対照表については実額ではなく百分比で掲載しているが、直近の二年間、すなわち二〇一六年と二〇一七年については産業別一社平均の実額も掲載している。そこで、本稿では二〇一六年と二〇一七年を分析対象期間として、個別決算の産業別一社平均の実額を用いて試算を行った。ただし「ビール」と「航空運輸」の企業数はゼロであったため、これらの業種に対する分析は行っ

ていない。

(2) 試算方法

本稿では、阿部（二〇一〇）の試算を参考にしながら法人所得税、hard ACE、soft ACEについて試算を行った。阿部（二〇一〇）の試算は、ミクロ・ベース（個別財務諸表による試算）とマクロ・ベース（法人企業統計による試算）から成る。ミクロ・ベースの試算ではCBIT (Comprehensive Business Income Tax)⁽³⁾ ACE、BAT (Business Activities Tax)⁽⁴⁾ が取り上げられ、マクロ・ベースの試算では現行法人税、CBIT、ACEが取り上げられている。ここでは本稿の試算方法を阿部（二〇一〇）のACEの試算方法と対比しながら説明していく。

①法人所得税の課税ベース

阿部（二〇一〇）のミクロ・ベースの試算では、「税引前当期純利益額」から「受取配当金額」を差し引いたものを現行法人税の課税ベースとしている。また、マクロ・ベースの試算では、「税引前当期純利益」を現行法人税の課税ベースとしている。

『二〇一八年版 産業別財務データハンドブック』では受取配当金は「受取利息・配当金」という項目に含まれているため、受取配当金の額を正しく把握することができない。また税引前当期純利益そのものを現行法人税の課税ベースとすることは正確性に欠ける面がある。そこで、本稿では「税引前損益」を課税ベースとする税制を法人所得税と定義した。そして現行法人税ではなく、法人所得税を基準にして hard ACE と soft ACE の影響を比較分析することとした。

② hard ACE の課税ベース

阿部（二〇一〇）における ACE は本稿では hard ACE に相当する。阿部（二〇一〇）のミクロ・ベースの試算では、貸借対照表の「株主資本合計額」を株主基金、みなし利率を一・五%として両者を乗じたものを ACE の控除額としている。そして現行法人税の課税ベースから ACE の控除額を差し引いたものを ACE の課税ベースとしている。またマクロ・ベースの試算では、「業種別、規模別資産・負債・資本及び損益表」の「中間配当額」と「配当金」の合計額を支払配当として、「税引前当期純利益」から支払配当を差し引いたものを ACE の課税ベースとしている。

本稿ではこのうちミクロ・ベースの試算を参考にした。『二〇一八年版 産業別財務データハンドブック』では「株主資本合計額」という項目はないが、「資本金」、「資本剰余金等」「利益剰余金

等」の合計がこれに相当すると考えられる。そこで本稿では、「資本金」、「資本剰余金等」「利益剰余金等」の合計を株主基金、みなし利子率は阿部(二〇一〇)にそろえて一・五%として両者を乗じたものをhard ACEの控除額とした。そして、法人所得税の課税ベースからhard ACEの控除額を差し引いたものをhard ACEの課税ベースとした。

③ soft ACE の課税ベース

soft ACEはhard ACEではないがそれに類似する制度全般を指す、幅の広い概念である。ここでは株主基金として株主資本合計額(「資本金」、「資本剰余金等」「利益剰余金等」の合計額)の变化分を考えた。そして、それにみなし利子率(一・五%)を乗じた額を法人所得税の課税ベースから控除したものをsoft ACEの課税ベースと

定義した。したがって、soft ACEの課税ベースは二〇一七年しか計算することができない。

④ 税額

阿部(二〇一〇)における税額は、ミクロ・ベースの試算については現行法人税の課税ベースの四〇%相当額、マクロ・ベースの試算では「法人税、住民税及び事業税」である。また、ミクロ・ベースの試算では参考ということで個別財務諸表における「法人税、住民税及び事業税」を税額とした試算も行っている。本稿ではミクロ・ベースの試算にならない「税引前損益」の四〇%相当額を税額とした。そして、この税額を各課税ベースで除して税率を求めた。⁽⁵⁾

税率の試算では、「税引前損益」、「税引後損益」、税額のすべてがプラスの業種を分析対象とした。分析対象から除外されたのは、二〇一六年

については「総合化学」、「高炉」、「化学機械・タ
ンク」、「ペーリング」、「コンピュータ・電機」、
「産業用通信機器」、「民生用電気機器」、「造船重
機」、「光学機器」、「総合商社」、「海運」の一業
種である。また二〇一七年については「高炉」、
「コンピュータ・電機」、「その他の電気機器」、
「造船重機」、「鉱業」、「総合商社」の六業種であ
る。

⑤留意点

データと試算方法に関して、いくつか留意しな
ければならない点がある。一つは、制度のうえで
は控除し切れなかった ACE は次の年に繰り越さ
れることになるが、本稿の分析では二〇一六年か
ら二〇一七年にかけての繰り越しを考慮していな
いという点である。言い換えれば、当該年に導入
された場合について試算しているということにな

る。二つ目は、分析には産業別一社平均の実額を
用いているため、実額がマイナスの企業が含まれ
ている点である。例えば、「税引前損益」がプラ
スの業種であっても、平均がプラスなのでこの中
には「税引前損益」がマイナスの企業の値も含ま
れてしまっているのである。

四、税率の試算結果

図表1は全産業、製造業、非製造業の試算結果
をまとめたものである。hard ACE については法
人所得税の税率四〇%から大体五〜七%ポイント
高くなっている。soft ACE については税率の上
昇は〇・三%ポイント程度である。hard ACE、
soft ACE ともに法人所得税に対する税率からそ
れほど大きくかい離していないということができ
るだろう。

図表1 全産業、製造業、非製造業の試算結果

単位：%

年	全産業		製造業		非製造業	
	2016	2017	2016	2017	2016	2017
hard ACE	46.12	44.94	46.93	45.15	45.24	44.65
soft ACE		40.26		40.27		40.25

〔出所〕 筆者作成

次に業種別の結果を示す。hard ACEの税率が高い業種は、二〇一六年の「印刷」(七九・三三%)、二〇一六年の「板ガラス」(七一・四五%)、二〇一六年の「放送」(七四・二八%)、二〇一七年の「放送」(七一・八八%)などであった。ちなみに二〇一七年の「印刷」は五四・四六%、二〇一七年の「板ガラス」五二・一一%と大幅に下がっているが、これは「税引前損益」の増加が主な要因である。一方、hard ACEの税率が低い業種は、二〇一六年と二〇一七年の「総合建設業」(それぞれ四一・六八%、四一・八六%)、二〇一六年と二〇一七年の「石油精製」(それぞれ四一・九〇%、四二・七五%)、二〇一七年の「その他ガラス」(四二・七九%)などであった。

一方、soft ACEの税率については、法人所得税の税率四〇%から大きくかい離する業種はな

く、最も高いのが「石油精製」の四〇・八二%、最も低いのが「タイヤ」の三九・八〇%であった。本稿では soft ACE の株主基金を株主資本合計額の変化分としたので、二〇一六年から二〇一七年にかけてそれが減少した業種は、法人所得税よりも課税ベースが拡大して税率が四〇%を切るのである。今回の試算では「タイヤ」のほかに「その他の食料品」(三九・九〇%)、「ゴム製品」(三九・八五%)、「事務用機械器具」(三九・九三%)の三つの業種が四〇%を下回った。以上から hard ACE の税率の方が業種による差異が大きい傾向があることが読み取れる。

五、おわりに

本稿では、日本政策投資銀行設備投資研究所編

『二〇一八年版 産業別財務データハンドブック』

を用いて、わが国における ACE の税率を試算した。全産業、製造業、非製造業の試算結果をみると、hard ACE、soft ACE ともに法人所得税に対する税率四〇%からそれほど大きくかい離していないということが明らかになった。また、業種別にみると hard ACE の税率の方が soft ACE の税率よりも業種による差異が大きい傾向があることが読み取れた。今後の課題としては、みなし利子の水準を変えた試算を行うことや試算方法のさらなる精緻化が挙げられる。また、企業の行動の変化を考慮した分析も必要である。

本稿で検討した ACE は企業行動に対する中立性を改善して投資促進の効果が期待されるので、中長期的な観点からは重要な税制であるといえる。わが国において ACE を導入した場合にどのような影響があるのか、研究をさらに蓄積していく必要があるといえよう。ただ、新型コロナウイルス

ルス感染拡大により企業活動も大きな影響を受け
ており、まずは税制もそれに対応していくことが
必要であることは言うまでもない。

(注)

- (1) 数少ない研究として、阿部(二〇一〇)、井上(二〇一
四)がある。
- (2) この改革では税率も変更されている。それまでベルギー
では税率三三%の法人税と税額の三%分の財政再建のため
の付加税が課されていた。つまり実質的に三三・九九%の
税率で課税されていたのである。それが改革により二〇一
九課税年度から法人税の税率が二九%、財政再建のため
の付加税が税額の二%分になり、実質的な税率が二九・五
八%に引き下げられた。さらに二〇二二課税年度からは法
人税の税率が二五%になり、財政再建のための付加税は廃
止される予定になっている。
- (3) C B I Tとは「U.S. Department of the Treasury (1992)
において提案された税制で、負債利子と株式の機会費用の
控除を認めない」という、A C Eとは対照的な特徴を持つて
いる。
- (4) B A Tとは「U.S. Department of the Treasury (2007)

において提案された税制で、仕入高控除により課税の累積
を排除する付加価値税である。

- (5) 山田(二〇二〇)では、「税引前損益」と「税引後損益」
の差額を税額とした税率の試算も行っている。

参考文献

- E Y 税理士法人(二〇一七)「国際租税制度に係る多国籍企業
対応・影響等調査平成二八年度内外一体の経済成長戦略構
築に係る国際経済調査事業 対内直接投資促進体制整備等調
査調査報告書」
- 阿部泰久(二〇一〇)「法人税改革試算」企業活力研究所
『マーズ・レビュー研究会報告書』一四一―一六五頁
- 井上智弘(二〇一四)「課税の経済分析：A C Eの理論・実証
分析とわが国資本所得課税改革のシミュレーション」博士
論文、早稲田大学
- 山田直夫(二〇二〇)「A C Eの税率―産業別財務データによ
る試算―」証券税制研究会編『企業課税をめぐる最近の展
開』、日本証券経済研究所、近刊
- European Commission (2016) "Proposal for a COUNCIL
DIRECTIVE on a Common Corporate Tax Base." COM
(2016) 685 final. Strasbourg, 25. 10. 2016
- Institute for Fiscal Studies (1991) *Equity for Companies: A*

産業別財務データを用いた ACE の税率の試算

Corporation Tax for the 1990s, A Report of the IFS
Capital Taxes Group Chaired by Malcolm Gammie

U.S. Department of the Treasury (1992), *Integration of the
Individual and Corporate Tax System: Taxing Business
Income Once*, Washington DC, U.S. Government Printing
Office

U.S. Department of the Treasury (2007) *Approaches to
Improve the Competitiveness of the U.S. Business Tax
System for the 21st Century*; Office of Tax Policy U.S.
Department of the Treasury

(やまだ ただお・当研究所主任研究員)